

地籍調査（住所表示変更）事業 に伴う会社等変更登記のしおり

（略称）会社等変更登記のしおり

十日町市

（2020.9.2）

目次

	頁
1. まえがき -----	1
2. 申請に基づいて変更される登記 -----	2
3. 変更登記に必要な証明書について -----	2
4. 本店の所在地の表示が変更になった場合 -----	3
5. 支店の所在地の表示が変更になった場合 -----	5
6. 代表者の住所の表示が変更になった場合 -----	6
7. 会社等の不動産、各種権利の所有者・権利者欄 -----	7
8. その他 -----	8
申請書の記載例 -----	9

1.ま え が き

地籍調査により、町名（字名等）が変更されますと、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という。）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地及び役員の住所が変更になります。会社等の変更登記がされなくても、変更登記があったものとみなされます。ただし、登記自体が書き換わるものではありません。（商業登記法第26条等による）

また、不動産所有者などの各種権利者が会社等の場合には、登記名義人の住所変更が必要となります。

つきましては、会社・法人等の本店（主たる事務所）の変更登記を経た後に、不動産登記名義人の住所変更をする必要があります。

※注 町名が変更になった場合のみ変更登記があったものとみなされますが、番地（子、丑、寅甲等の表記含む）が変更になった場合には必ず、変更登記が必要になります。

	旧	新
地番変更にあたるもの (変更登記が必要)	十日町市字江ノ尻寅乙100番	十日町市上島100番 (子・丑・乙等の符号は地番の一部とみなされますので符号地番はすべて地番変更該当します。)
	十日町市字下平500番	十日町市下島500番1 (分合筆等で地番が変更になった場合など)
	十日町市字沢口丑180番	十日町市西本町二丁目1180番 (符号等を数字に変更したことによる地番が変更になった場合など)

2. 申請に基づいて変更される登記

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示
- (2) 株式会社の代表取締役、有限会社の取締役・監査役、合名会社、合資会社又は合同会社の代表社員・社員、その他法人の登記されている役員の住所の表示
- (3) 会社等の所有する不動産、各種権利の登記についての権利者の住所の表示

※次に会社等の登記の手続についてご説明しますので、該当する項目をご覧ください。

3. 変更登記に必要な証明書について

十日町市が実施した地籍調査（住所表示変更）事業に伴う会社等の変更登記には、十日町市が発行した証明書の添付が必要です。

- (1) 十日町市での法人市民税の納税義務が**ある**法人に対しては、住所表示の変更の際に「住所表示変更証明書」を送付します。
- (2) 十日町市での法人市民税の納税義務が**ない**法人及び個人事業主に対しては、「地籍調査成果証明書」を発行します。発行には申請手続きが必要になります。詳しくは十日町市建設部 都市計画課 地籍調査係へお問い合わせください。
- (3) 登記されている役員に対しては、住所表示の変更の際に世帯主宛てに「住所表示変更証明書」を送付します。

4. 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住所表示変更証明書」または「地籍調査成果証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請（郵送可）してください。

また、支店が新潟地方法務局の管轄区域外にある場合は、本店において変更登記終了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」の交付（1通600円）を受け、「会社変更登記申請書」に添付して支店所在地の法務局にも申請（郵送可）していただく必要があります。ただし、手数料（支店所在地の登記所1庁につき300円）を納付して、本店所在地においてする登記と、支店の所在地においてする登記とを一括して本店の所在地を管轄する登記所に対して申請していただくことも可能です。

(2) 参考例

①支店がない会社の場合

十日町市高山60番地にある「甲株式会社」の所在地の表示が、十日町市高山二丁目60番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

(ア) 必 要 書 類	・「会社変更登記申請書」 … 1通	
	・「住所表示変更証明書」	} 1通
	または	
	「地籍調査成果証明書」	

(イ) 申 請 人 代表取締役

(ウ) 申請書提出先 新潟地方法務局法人登記部門

(〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地)

Tel 025-226-0955

**※新潟県内の商業・法人登記申請はすべて上記の
申請書提出先になりました。**

②支店がある会社の場合

十日町市高山20番地にある「乙株式会社本店」の所在地の表示が、十日町市高山二丁目20番地に変更になり、高崎市××町○番地に「乙株式会社高崎支店」がある場合の手続きは次のとおりです。

(注1) 本店の所在地で行う登記

前記(2)①の手続きのとおり。

なお、登記完了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1通の交付(有料)を受ける。

(注2) 支店の所在地で行う登記

(ア) 必要書類

- ・「会社変更登記申請書」…1通
- ・本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」…1通

(イ) 申請人 代表取締役

(ウ) 申請書提出先 前橋地方法務局

(支店の所在地を管轄する法務局)

5. 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住所表示変更証明書」または「地籍調査成果証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請（郵送可）してください。

管轄法務局が本店と支店で異なる場合は、支店所在地の法務局にも申請していただく必要があります。その際は、本店所在地における登記完了後、支店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1通の交付（1通600円）を受けてください。ただし、手数料（支店所在地の登記所1庁につき300円）を納付して、本店所在地においてする登記と、支店の所在地においてする登記とを一括して本店の所在地を管轄する登記所に対して申請していただくことも可能です。

(2) 参考例

東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地に本店がある「丙株式会社十日町支店」の支店所在地の表示が、十日町市高山500番地から十日町市高山四丁目500番地1に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

① 本店の所在地で行う登記

- (ア) 必 要 書 類
- ・「会社変更登記申請書」…1通
 - ・「住所表示変更証明書」
または
「地籍調査成果証明書」
- 1通
- (イ) 申 請 人 代表取締役
- (ウ) 申請書提出先 東京法務局（本店の所在地を管轄する法務局）

② 十日町支店の所在地で行う登記

- (ア) 必 要 書 類
- ・「会社変更登記申請書」…1通
 - ・支店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」…1通
- (イ) 申 請 人 代表取締役
- (ウ) 申請書提出先 新潟地方法務局法人登記部門

6. 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等についての「住所表示変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請する。

(2) 参考例

十日町市××丁目○番○号に本店がある「丁株式会社」の代表取締役「十日町太郎」さんの住所の表示が、十日町市高山500番地から十日町市高山四丁目500番地1に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

① 本店の所在地で行う登記

- | | |
|-------------|--|
| (ア) 必 要 書 類 | ・ 「会社変更登記申請書」… 1 通
・ 「住所表示変更証明書」… 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 |
| (ウ) 申請書提出先 | 新潟地方法務局法人登記部門 |

② 支店がある場合でも、支店の所在地では代表者等の登記がされていないので、登記申請を行う必要はありません。

7. 会社等の不動産・各種権利の所有者・権利者欄

(1) 手 続

先に会社の本店の登記を変更した上で、「(不動産の)登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社等の「住所表示変更証明書」または「地籍調査成果証明書」を添付して不動産所在地の法務局に申請する。

※番地(符号を含む)の変更がない会社等は「住所表示変更証明書」の添付は不要。

(2) 参考例

十日町市高山500番地に本店がある「丁株式会社」の住所表示が、十日町市高山四丁目500番地1に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

①不動産の所在地で行う登記

- (ア) 必 要 書 類
- ・ 「(不動産の)登記名義人住所変更登記申請書」…1通
(会社法人番号を記入して下さい。記入がない場合、3か月以内の履歴事項証明書の添付が必要です。)
 - ・ 「住所表示変更証明書」
または
「地籍調査成果証明書」 } 1通
- (イ) 申 請 人 代表取締役
- (ウ) 申 請 書 提 出 先 不動産所管の法務局

8. その他

- (1) 業務上の許可や認可を得ている会社等は、許認可を受けている官公庁にお問い合わせください。
- (2) 金融機関などについても、変更手続きが必要な場合がありますので、別冊「地籍調査事業に伴う住所表示変更各種手続きのしおり」をご覧ください。

申請書の記載例

- 株式会社・有限会社の所在地を変更する場合<記載例 1 > ----- 10

- 株式会社・有限会社の代表者の住所を変更する場合<記載例 2 > ----- 12

- 法人・組合の所在地を変更する場合<記載例 3 > ----- 14

- 法人・組合の代表者の住所を変更する場合<記載例 4 > ----- 16

- 各種の変更登記を、代理人に委任する場合<記載例 5 > ----- 18

受付番号票貼付欄

株式会社 変更登記申請書

会社の種類を記載してください。

1. 会社法人番号 **0000-00-0000**

分かる場合には記載してください。

1. 商号 **株式会社 トオカマチショウジ 十日町商事**

1. 本店 **新潟県十日町市〇〇〇番地△**

1. 支店

本店の所在地が変更になる場合には、こちらには変更前の旧所在地を記載してください。「新潟県」が登記記録の所在地についている場合は、「新潟県」をつけて記載してください。

1. 登記の事由

- ① 本店 支店の変更
- ② 代表取締役 取締役 監査役 の住所変更

該当部分の□にチェック✓をしてください。

1. 登記すべき事項

- ① 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
- 本店 支店を次のとおり変更

該当部分の□にチェック✓をして、町名地番変更の年月日を記載してください。

変更後の

- 本店 **新潟県十日町市××町〇丁目〇〇番地△**
- 支店

変更後の新所在地を記載してください。

- ② 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
- 代表取締役 取締役 監査役 _____

の住所を次のとおり変更

変更後の住所

1. 登録免許税 登録免許税法第5条5号の規定により非課税

1. 添付書類

証 明 書
委 任 状

1 通
1 通

添付する枚数を記載してください。
代理人に登記申請を委任する場合は委任状が必要になります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年△△月□□日

申請人

変更後の新所在地を記載してください。

本 店 新潟県十日町市××町〇丁目□□番地△
商 号 株式会社 十日町商事

代表者の資格（ 代表取締役 ）

住 所 新潟県十日町市△△町×丁目〇〇番地
氏 名 十日町 太郎



法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 新潟県▽▽市××町〇丁目◇◇番地
氏 名 妻有 一郎



代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。

日中連絡先電話番号 000-0000-0000

新潟地方法務局 御中

記載内容に不備があった場合、法務局から連絡がありますので、必ず記載してください。
なお、連絡は平日昼間の時間帯になります。

受付番号票貼付欄

株式会社 変更登記申請書

会社の種類を記載してください。

1. 会社法人番号 **0000-00-0000**

分かる場合には記載してください。

1. 商号 **株式会社 トオカマチショウジ 十日町商事**

1. 本店 **新潟県十日町市〇〇〇番地△**

1. 支店

1. 登記の事由

- ① 本店 支店の変更
- ② 代表取締役 取締役 監査役 の住所変更

該当部分の□にチェック✓をしてください。

1. 登記すべき事項

- ① 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
本店 支店を次のとおり変更

変更後の

- 本店
支店

該当部分の□にチェック✓をして、
町名地番変更の年月日を記載してください。

- ② 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
代表取締役 取締役 監査役 _____

十日町 太郎の住所を次のとおり変更

変更後の住所 **新潟県十日町市△△町X丁目〇〇番地**

変更後の新住所を記載してください。

1. 登録免許税 登録免許税法第5条5号の規定により非課税

1. 添付書類

証 明 書
委 任 状

1 通
1 通

添付する枚数を記載してください。
代理人に登記申請を委任する場合は委任状が必要になります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年△△月□□日

申請人

本 店 新潟県十日町市××町〇丁目□□番地△
商 号 株式会社 十日町商事

代表者の資格 (代表取締役)

住 所 新潟県十日町市△△町×丁目〇〇番地
氏 名 十日町 太郎

変更後の新住所を記載してください。

法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 新潟県▽▽市××町〇丁目◇◇番地
氏 名 妻有 一郎

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。

日中連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

新潟地方法務局 御中

記載内容に不備があった場合、法務局から連絡がありますので、必ず記載してください。
なお、連絡は平日昼間の時間帯になります。

受付番号票貼付欄

事業協同組合 変更登記申請書

法人の種類を記載してください。

1. 会社法人番号 0000-00-0000

フリ ガナ
1. 名称 トオカマチホウジンキョウドクミアイ
十日町法人協同組合

分かる場合には記載してください。

1. 主たる事務所 新潟県十日町市〇〇〇番地△

1. 従たる事務所

主たる事務所の所在地が変更になる場合には、こちらには変更前の旧所在地を記載してください。「新潟県」が登記記録の所在地についている場合は、「新潟県」をつけて記載してください。

1. 登記の事由

① 主たる事務所 従たる事務所の変更

該当部分の□にチェック✓をしてください。

② 理事長 代表理事 理事 _____の住所変更

該当部分の□にチェック✓をして、
町名地番変更の年月日を記載してください。

1. 登記すべき事項

① 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により

主たる事務所 従たる事務所を次のとおり変更
変更後の

主たる事務所 新潟県十日町市××町〇丁目〇〇番地△

従たる事務所

変更後の新所在地を記載してください。

② 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により

理事長 代表理事 理事 _____

_____の住所を次のとおり変更

変更後の住所

1. 登録免許税 **登録免許税法第5条5号の規定により非課税**

1. 添付書類

一般社団・財団法人以外は取り消し線を引いてください。

証 明 書
委 任 状

1 通
1 通

添付する枚数を記載してください。
代理人に登記申請を委任する場合は
委任状が必要になります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年△△月□□日

申請人

変更後の新所在地を記載してください。

本 店 **新潟県十日町市××町〇丁目□□番地△**
商 号 **十日町法人協同組合**

代表者の資格（ **代表理事** ）

住 所 **新潟県十日町市△△町×丁目〇〇番地**
氏 名 **法人 太郎** 

法務局に登録してある印鑑（代表者印）
を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 **新潟県▽▽市××町〇丁目◇◇番地**
氏 名 **法務 一郎** 

代理人が申請する場合に記載し、代理人
の印鑑（認印）を押します。

日中連絡先電話番号 **000-0000-0000**

新潟地方法務局 御中

記載内容に不備があった場合、法務局から連絡がありますので、必ず記載してください。
なお、連絡は平日昼間の時間帯になります。

受付番号票貼付欄

事業協同組合 変更登記申請書

法人の種類を記載してください。

1. 会社法人番号 **0000-00-0000**

フリ ガナ
1. 名 称

トオカマチホウジンキョウドクミアイ
十日町法人協同組合

分かる場合には記載してください。

1. 主たる事務所 **新潟県十日町市〇〇〇番地△**

1. 従たる事務所

1. 登記の事由

- ① 主たる事務所 従たる事務所の変更
② 理事長 代表理事 理事 _____の住所変更

該当部分の□にチェック✓をしてください。

1. 登記すべき事項

- ① 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
主たる事務所 従たる事務所を次のとおり変更
変更後の

- 主たる事務所
従たる事務所

該当部分の□にチェック✓をして、
町名地番変更の年月日を記載してください。

- ② 平成〇〇年XX月△△日 町名地番変更により
理事長 代表理事 理事 _____

----- **法人 太郎** ----- の住所を次のとおり変更

変更後の住所 **新潟県十日町市△△町X丁目〇〇番地**

変更後の新住所を記載してください。

1. 登録免許税 **登録免許税法第5条5号の規定により非課税**

1. 添付書類

一般社団・財団法人以外は取り消し線を引いてください。

証 明 書
委 任 状

1 通
1 通

添付する枚数を記載してください。
代理人に登記申請を委任する場合は
委任状が必要になります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年△△月□□日

申請人

本 店 **新潟県十日町市××町〇丁目□□番地△**
商 号 **十日町法人協同組合**

代表者の資格 (**代表理事**)

変更後の新住所を記載してください。

住 所 **新潟県十日町市△△町×丁目〇〇番地**
氏 名 **法人 太郎** 

法務局に登録してある印鑑 (代表者印)
を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 **新潟県▽▽市××町〇丁目◇◇番地**
氏 名 **法務 一郎** 

代理人が申請する場合に記載し、代理人
の印鑑 (認印) を押します。

日中連絡先電話番号 **000-0000-0000**

新潟地方法務局 御中

記載内容に不備があった場合、法務局から連絡がありますので、必ず記載してください。
なお、連絡は平日昼間の時間帯になります。

各種の変更登記を、代理人に委任する場合 <記載例5>

委 任 状

住所 ▽▽市××町○丁目◇◇番地
氏名 妻有 一郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

1 平成〇〇年××月△△日町名地番変更
による変更に伴う

本店 支店 変更登記
代表取締役 取締役 監査役 十日町 太郎の住所変更登記
を申請する一切の権限（注1）

変更後の

本店 新潟県十日町市××町○丁目□□番地△
支店

変更後の住所 新潟県十日町市××町○丁目□□番地△

2 原本還付の請求及び受領に関する件（注2）

平成〇〇年××月△△日

（本 店） 新潟県十日町市××町○丁目□□番地△

（商 号） 株式会社 十日町商事

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 十日町 太郎 （注3）

- 注1 該当部分の□にチェック✓し、町名地番変更の年月日を記載します。
2 原本還付を請求する場合に記載します。
3 代表者が法務局に登録している印鑑（代表者印）を鮮明に押します。

◎地籍調査（住所表示変更）についてのお問い合わせは

十日町市建設部 都市計画課 地籍調査係

〒948-8501

十日町市千歳町三丁目 3 番地

TEL025-757-3342

◎法人市民税の納税義務がある法人の住所表示の変更

についてのお問い合わせは

十日町市総務部 税務課 市民税係

〒948-8501

十日町市千歳町三丁目 3 番地

TEL025-757-3716

◎会社等変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町 5191 番地

TEL025-226-0955

◎十日町市内の不動産変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 十日町支局

〒948-0083

十日町市本町一丁目上 1 番地 18

TEL025-752-2575

その他の不動産については管轄法務局へ

参考

※法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>